

第 8 6 号議案

中野区情報政策官設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

会計年度任用職員制度の創設に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区情報政策官設置条例の一部を改正する条例

中野区情報政策官設置条例（平成20年中野区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ため」の次に「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち同項第1号に掲げる職員として」を加える。

第3条の見出しを「（任用）」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改める。

第4条中「1年以内とする」を「その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で区長が定める」に改め、同条ただし書を削る。

第5条を次のように改める。

（給与等）

第5条 情報政策官の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休日、休暇等については、中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中野区条例第16号）及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号）に定めるところによる。

第8条中「規則で」を「区長が」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の中野区情報政策官設置条例の規定による中野区情報政策官の任用に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前におい

ても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正前の中野区情報政策官設置条例の規定により委嘱された中野区情報政策官であった者に係る同条例第7条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中野区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「375,880円」を「500,000円」に改める。